

==== 編集委員会だより ====

「天気」記事の著作権譲渡手続きに関するお願い

「天気」編集委員会

「天気」投稿案内（1月号）でご案内しておりますように、「天気」に掲載された記事の著作権は日本気象学会（以下「学会」）に帰属することとなっています。これまでは著者から学会への著作権譲渡手続きを行ってきませんでした。このほど学会理事会において、著者の自署による著作権譲渡手続きを行うべきの方針が示されました。これを受け、「天気」では原則として2015年7月以降に受領するすべての原稿について、その掲載に先立ち、以下の要領による著作権譲渡の手続きをお願いすることと致しました。

- ・著者の代表者に「著作権譲渡承諾書」を提出して頂きます。承諾書は著者にお送りするほか、Webページに登載する予定です。承諾書には著者の代表者の自署が必要ですが、提出方法はFaxやpdfでも構いません。
- ・これに先立ち、著者の代表者はすべての共著者か

ら、当該記事の著作権を学会に譲渡することについて同意を取って頂きます。また、当該原稿中で著作権の許諾が必要な転載については、著作権者から転載の許諾を得ておいて頂きます。

- ・当該原稿が「天気」に掲載された時点で、その著作権が学会に譲渡されます。その後の著作権の扱いは、「日本気象学会の刊行物に掲載された著作物の利用について（規程）」http://www.metsoc.jp/teikan/MSJ_kitei_copyrightpolicy.pdfに従います。

なお、著作権を譲渡できない事情がある場合は、個別にご相談させていただきます。

この譲渡手続きは、従来から暗黙に行われていたことを明示化するものです。著者の皆様にはお手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。